




# 第49期 定時株主総会 招集ご通知

 **2022年6月17日（金曜日）**  
開催日時 **午前10時**〈受付開始 午前9時30分〉

 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
開催場所 **リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」**  
※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

**郵送及びインターネット等による議決権行使期限**  
**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで**

※詳細につきましては、2～3頁をご参照ください。

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

第49期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	22
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

**「新型コロナウイルス感染防止への対応について」**  
株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知4～5頁の記載内容を必ずご確認ください。

一昨年より、お土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

 WEBサイト 日本電産 IR情報  
<https://www.nidec.com/jp/ir/>

## 株主の皆様へ



代表取締役会長(CEO)

永年重信

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
当社の第49期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は1973年の創業以来一貫して「回るもの、動くもの」をキーワードに社会のニーズに応える駆動技術を創造し続け、今や世界各国に300社を超えるグループ企業を擁する精密小型から超大型まで手がける「世界No.1の総合モーターメーカー」として成長してまいりました。

新中長期戦略目標として”Vison2025”を掲げている2022年3月期(連結)は、売上高1兆9,182億円、営業利益1,715億円、当期利益1,369億円といずれも過去最高を更新し、”Vison2025”の骨子となる事業ポートフォリオマネジメントで成長事業への積極投資による高い成長率を実現しております。

来年、創業50周年を迎えるにあたり、当社は商号を、「ニデック株式会社(英文商号:NIDEC CORPORATION)」に変更致しますが、「100年を超えて成長し続けるグローバル企業」、「人類が抱える多くの課題を解決する世界No.1のソリューション企業集団」に向け、グローバルグループ一体経営を進化させてまいります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大のなか、くれぐれもお身体ご自愛いただくと共に、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役  
社長執行役員(COO)

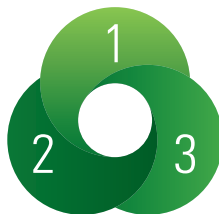
関潤

### 社是

我社は科学・技術・技能の一体化と  
誠実な心をもって  
全世界に通じる製品を生産し  
社会に貢献すると同時に  
会社および全従業員の  
繁栄を推進することをむねとする。

### 三つの経営基本理念

最大の社会貢献は  
雇用の創出であること



世の中で  
なくてはならぬ  
製品を供給すること

一番にこだわり、  
何事においても  
世界トップを目指すこと

### 三大精神

情熱、熱意、執念  
知的ハードワーキング  
すぐやる、必ずやる、  
出来るまでやる

株 主 各 位

京都市南区久世殿城町338番地

**日本電産株式会社**

代表取締役社長執行役員 関 潤

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第49期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、茲許のコロナウイルス感染拡大防止の観点より、本株主総会に於きましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくと共に、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 | **2022年6月17日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前9時30分）

場 所 | 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
**リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」**

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

### 報告事項

- 1 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 目的事項

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

# 議決権行使についてのご案内

## ▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月16日（木曜日）午後5時30分 到着分まで

## ▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】（3頁）をご高覧の上、会社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、3頁下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

**行使期限** 2022年6月16日（木曜日）午後5時30分 入力分まで

## ▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。  
※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

**開催日時** 2022年6月17日（金曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

### 議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- (注) 1. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせ致します。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」、「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ホームページ <https://www.nidec.com/jp/>



# インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

議決権行使サイトURL <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### (1) 議決権行使について

- ①インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。
- ②インターネットによる議決権行使は、2022年6月16日（木曜日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行われるようお願い致します。
- ③書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ④インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株皆様のご負担となります。

#### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人

専用ダイヤル



0120-652-031（午前9時～午後9時）

三井住友信託銀行証券代行部

<その他のご照会>



0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

## 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る6月17日（金）に当社第49期定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 当社の対応について

- 1) 株主総会の登壇役員、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- 2) 3密を極力避けるため、
  - － “待合コーナー(ウォーターサーバ含む)設置” 及び “ペットボトルお茶／カタログ類配布” は、昨年同様、控えさせていただきますので、予めご了承ください。
  - － 会場内の席は、前後・左右の間隔を空けて設置しておりますが、状況に応じて会場分散（第一、第二会場）に加え、入場制限を行わせていただく場合もございますので予めご了承ください。
- 3) ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがありますので、予めご了承ください。

### 2. 株主様へのご協力お願い

- 1) 厚生労働省によれば、屋内の閉鎖的な空間で他人と近距離で一定期間いること(密閉・密集・密接の3密)が感染リスクを高め、特に高齢者や妊婦の方、また基礎疾患のある方は重症化のリスクが高いとされております。該当する株主様に於かれましては、株主総会への出席を見合わせ、招集ご通知記載の方法、書面・インターネット等により議決権を行使することをぜひご検討ください。
- 2) 株主総会への出席をお考えの方に於かれましては、株主総会当日、風邪のような症状が見られるとき、その他体調が優れないときは、くれぐれもご無理なさらず出席を見合わせていただきますようお願い致します。

### 3. ご来場される株主様へ

- 1) 株主総会開会は10時、受付開始は9時30分ですが、例年9時40分頃から受付にご来場者が集中します。また新型コロナウイルス対応で、受付の際お時間を頂戴する可能性もあることから、早めのご来場をお勧め致します。
- 2) 新型コロナウイルス感染防止の観点で3密を避けるため、最寄り駅JR京都駅からホテルまでの区間での当社専用シャトルバス運行は控えさせて頂いておりますので予めご了承下さい。

**※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、くれぐれも車両でのご来場はご遠慮願います。**

- 3) 全員の方に受付での検温にご協力いただくことは、受付付近での混雑を招く恐れがあることから、**当社はサーモグラフィーを設置し、熱画像で体温を確認する予定です。状況次第で、運営スタッフが検温へのご協力をお願いすることがございますが、その際はご協力いただくと共に、結果“発熱がある”と認められる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合があります（総会中に体調不良と見受けられた場合、また検温にご協力いただけない場合も同様）**ので、予めご了承下さい。
- 4) 会場内及び館内でのマスクの常時ご着用と、受付及び会場への入退場の際は、手のアルコール消毒にご協力ください。（ご協力いただけない場合は、ご入場いただけないことがございますので、予めご承知おきください。）
- 5) 質疑応答の際は、スタンドマイクまでご移動いただくことを検討しております。
- 6) **株主様のご健康と人命を守ることを第一とし、当社と致しましても“株主総会自体の規模縮小“及び”総会運営時間の短縮“を実現する所存でございますので、株主の皆様にかかれましても、何卒ご理解ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。**

以 上

## 第1号議案 | 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、2013年よりグローバルグループ一体経営を進め、創立50周年を迎える2023年に、国内外の連結子会社の商号を原則としてグループブランド名である「ニデック」を冠したものに變更しグローバルグループ一体経営を更に進化させるため、現行定款第1条を變更し、2023年4月1日をもってNidecグループの中核である当社の商号についても「日本電産株式会社」から「ニデック株式会社」に變更するものであります。

なお、本定款一部変更の効力発生日を2023年4月1日とする旨の附則を設け、効力発生日経過後、これを削除するものといたします。

(2) 株主総会の議長および招集権者の決定につき、具体的な手順を定めるものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次の通り当社定款を變更するものであります。

ア. 定款変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ. 定款変更案第15条第2項は、株主総会資料に関し、改正会社法に基づく書面交付請求をした株主様に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ. 現行会社法に基づく「参考書類等のインターネット開示」に関する現行定款第15条は不要となるため、これを削除するものであります。

エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本電産株式会社</u> と称する。 2 英文ではN I D E C C O R P O R A T I O Nと表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ニデック株式会社</u> と称する。 2 英文ではN I D E C C O R P O R A T I O Nと表示する。



現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条～第10条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>2 取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第2条～第10条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長にさしつかえあるとき、あるいは取締役会長が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。</u></p> <p>3 取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第32条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第16条～第32条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p> <p>(商号変更に関する経過措置)</p> <p>2 <u>第1条の変更は、2023年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示等に関する経過措置)</p> <p>3 <u>現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>5 <u>前二項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 | 監査等委員でない取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員し、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
01	なが もり しげ のぶ 永 守 重 信 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長
02	こ べ ひろ し 小 部 博 志 <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新任</span>	副会長執行役員
03	せき 関 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">再任</span> <small>じゅん 潤</small>	代表取締役社長執行役員
04	さ とう しん いち 佐 藤 慎 一 <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新任</span>	社外取締役 独立役員
05	こ まつ やよ い 小 松 弥 生 <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新任</span>	社外取締役 独立役員
06	さか い たか こ 酒 井 貴 子 <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新任</span>	社外取締役 独立役員 取締役（監査等委員）

(注) 酒井貴子氏は、現在当社の「監査等委員である取締役」ですが、新たに「監査等委員でない取締役」の候補者としています。



候補者  
番号

01

再任

なが もり しげ のぶ  
**永守 重信**

(1944年8月28日生)

所有する当社株式の数 49,473,732株

#### 選任理由

当社創業者として、最高経営責任者を務めております。当社グループを短期間で1兆円企業に導いた実績に裏付けられた経営者としての実力と見識により、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年7月 当社設立 代表取締役社長  
最高経営責任者  
2014年10月 代表取締役会長兼社長  
2018年6月 代表取締役会長（現任）  
2022年4月 最高経営責任者（現任）

#### 重要な兼職の状況

日本電産テクノモータ(株)取締役会長  
日本電産シンポ(株)取締役会長  
日本電産モビリティ(株)取締役会長  
学校法人永守学園理事長



候補者  
番号

02

新任

こ べ ひろ し  
**小部 博志**

(1949年3月28日生)

所有する当社株式の数 948,145株

#### 選任理由

当社創業メンバーであり、現在は最高業績管理責任者を務めております。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの更なる業績向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年7月 当社設立に参加  
1982年3月 営業部長  
1984年11月 取締役  
1991年11月 常務取締役  
1996年4月 専務取締役  
2000年4月 取締役副社長  
2005年4月 最高執行責任者  
2006年6月 代表取締役副社長  
2008年6月 代表取締役副社長執行役員  
2015年6月 代表取締役副会長執行役員  
最高営業責任者（現任）  
2020年6月 副会長執行役員（現任）  
2022年5月 最高業績管理責任者（現任）

#### 重要な兼職の状況

—



候補者  
番号

03

再任

せき

関

じゅん

潤

(1961年5月9日生)

所有する当社株式の数

598株

### 選任理由

過去事業会社での経営経験があり、現在は最高執行責任者を務めております。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 日産自動車(株)入社
- 2014年4月 専務執行役員
- 2019年12月 執行役 副最高執行責任者
- 2020年1月 当社入社 特別顧問
- 2020年4月 社長執行役員  
最高執行責任者
- 2020年6月 代表取締役社長執行役員 (現任)
- 2021年6月 最高経営責任者
- 2022年4月 最高執行責任者 (現任)

### 重要な兼職の状況

- 日本電産トーソク(株)取締役会長
- インド日本電産(株)取締役会長



候補者  
番号

04

新任

社外

独立役員

さとう しんいち  
佐藤 慎一

(1956年11月4日生)

所有する当社株式の数 0株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

財務省で事務次官等の要職を歴任し、財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務める予定です。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1985年 7月 福岡国税局唐津税務署長
- 1997年 7月 外務省在英日大使館参事官
- 2000年 7月 総務庁（現 総務省）行政管理局管理官
- 2002年 7月 財務省主計局主計官（文部科学係担当）
- 2003年 7月 財務省主税局調査課長
- 2004年 7月 財務省主税局税制第二課長
- 2005年 7月 財務省主税局税制第一課長
- 2006年 7月 財務省大臣官房秘書課長
- 2009年 7月 財務省大臣官房審議官（主税局担当）
- 2010年 1月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 2011年 8月 財務省大臣官房総括審議官
- 2013年 6月 財務省大臣官房長
- 2014年 7月 財務省主税局長
- 2016年 6月 財務事務次官
- 2017年 7月 財務省退官
- 2017年11月 サントリーホールディングス(株)顧問（現任）

#### 重要な兼職の状況

サントリーホールディングス(株)顧問



候補者  
番号

05

新任

社外 独立役員

こまつ やよ  
小松 弥生

(1959年3月23日生)

所有する当社株式の数 0株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

文部科学省で研究振興局長等の要職を歴任し、技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 文部省(現 文部科学省)入省
- 2001年4月 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
- 2003年4月 文部科学省高等教育局医学教育課長
- 2004年7月 内閣府政策統括官(科学技術政策担当)(現 科学技術・イノベーション推進事務局)付参事官
- 2005年7月 文化庁文化財部伝統文化課長
- 2007年4月 文化庁長官官房政策課長
- 2009年7月 文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官
- 2010年7月 文化庁文化部長
- 2012年1月 独立行政法人国立美術館理事兼事務局長
- 2015年8月 文部科学省研究振興局長
- 2016年12月 文部科学省退官
- 2022年5月 独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長(現任)

#### 重要な兼職の状況

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長



候補者  
番号

06

新任

社外

独立役員

さか い たか こ  
**酒井 貴子**

(1972年8月28日生)

所有する当社株式の数 180株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年4月 京都大学大学院法学研究科研究助手
- 2003年4月 大阪府立大学大学院経済学研究科専任講師
- 2007年3月 京都大学大学院博士課程修了、博士(法学)取得
- 2007年10月 大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
- 2018年4月 大阪府立大学大学院経済学研究科教授
- 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2022年4月 大阪公立大学大学院法学研究科教授(現任)

#### 重要な兼職の状況

大阪公立大学大学院法学研究科教授

(注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1)佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2)酒井貴子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(3)責任限定契約

当社は、酒井貴子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

また、佐藤慎一氏および小松弥生氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。

・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要は事業報告47頁に記載のとおりであります。



### 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
01	むら 村 かみ 上 かず 和 や 也 再任	取締役（監査等委員）
02	おち 落 あい 合 ひろ 裕 ゆき 之 再任	取締役（監査等委員）
03	なか 中 ね 根 たけし 猛 再任	社外取締役 独立役員 取締役（監査等委員）
04	やま 山 だ 田 あや 文 再任	社外取締役 独立役員 取締役（監査等委員）
05	あか 赤 まつ 松 たま 玉 め 女 新任	社外取締役 独立役員 —



候補者  
番号

01

再任

むら しみ かず や  
**村上 和也**

(1955年1月18日生)

所有する当社株式の数 3,172株

### 選任理由

財務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1983年 7月 名古屋国税局伊勢税務署長
- 1984年 7月 国際通貨基金理事補
- 1996年 6月 欧州復興開発銀行中央アジア局長
- 2002年 7月 財務省福岡財務支局長
- 2004年 7月 大臣官房参事官（関税局担当）
- 2005年 7月 欧州復興開発銀行理事
- 2008年 7月 財務省関東財務局長
- 2009年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事
- 2012年 6月 当社入社 常勤監査役
- 2013年 2月 京都弁護士会登録
- 2013年 6月 執行役員
- 2017年 6月 常勤監査役
- 2020年 6月 取締役（監査等委員）（現任）

### 重要な兼職の状況

- 日本電産テクノモータ(株)監査役
- 日本電産シンポ(株)監査役
- 日本電産リード(株)監査役
- 日本電産グローバルサービス(株)監査役
- 日本電産マシナリー(株)監査役
- 日本電産マシンツール(株)監査役



候補者  
番号

02

再任

おち あい ひろ ゆき  
**落 合 裕 之**

(1959年7月3日生)

所有する当社株式の数 1,210株

### 選任理由

経済産業省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2000年 7月 貿易局為替金融課長
- 2002年 7月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）国際協力部長
- 2003年 7月 特許庁秘書課長
- 2005年10月 貿易経済協力局貿易振興課長
- 2006年 8月 農林水産省大臣官房参事官
- 2008年 7月 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
- 2010年 8月 当社出向
- 2012年 8月 経済産業省復職 経済産業研修所長
- 2012年12月 経済産業省退官
- 2013年 3月 当社入社 総務部長
- 2018年 6月 常勤監査役
- 2020年 6月 取締役（監査等委員）（現任）

### 重要な兼職の状況

- 日本電産サンキョー(株)監査役
- 日本電産トーソク(株)監査役
- 日本電産モビリティ(株)監査役
- 日本電産コパル電子(株)監査役
- 日本電産コパル(株)監査役
- 日本電産サーボ(株)監査役
- 日本電産エレスス(株)監査役

候補者  
番号

03

再任

社外

独立役員

なか ね  
中根たけし  
猛

(1949年6月24日生)

所有する当社株式の数 356株

**選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要**

外務省等で要職を歴任後、外務省参与を務めるなど、外交政策に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査の役割を担っていただきます。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務める予定です。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

候補者  
番号

04

再任

社外

独立役員

やま だ  
山田あや  
文

(1967年2月12日生)

所有する当社株式の数 0株

**選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要**

大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

**略歴、地位および重要な兼職の状況**

- 1974年 4月 外務省入省
- 1996年 2月 大臣官房在外公館課長
- 1998年 4月 在大韓民国日本国大使館公使
- 2000年 5月 在ミュンヘン日本国総領事館総領事
- 2002年 8月 大臣官房審議官（総括担当）
- 2005年 8月 総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
- 2008年 7月 特命全権公使（在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤）
- 2009年 7月 特命全権大使（在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤）
- 2012年 1月 特命全権大使（ドイツ国駐節）
- 2016年 1月 外務省退官
- 2016年 2月 外務省参与（現任）
- 2018年 3月 学校法人京都学園（現 学校法人永守学園）理事
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

**重要な兼職の状況**

外務省参与

**略歴、地位および重要な兼職の状況**

- 1990年 4月 東北大学法学部助手
- 1995年 4月 岡山大学法学部助教授
- 2003年 4月 京都大学大学院法学研究科助教授
- 2006年 4月 京都大学大学院法学研究科教授（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

**重要な兼職の状況**

京都大学大学院法学研究科教授



候補者  
番号

05

新任

社外

独立役員

あか まつ  
赤松

たま め  
玉女

(1959年12月8日生)

所有する当社株式の数

0株

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1993年 4月 京都市立芸術大学美術学部油画専攻講師
- 2010年 4月 京都市立芸術大学美術学部教授
- 2018年 4月 京都市立芸術大学美術学部長
- 2019年 4月 京都市立芸術大学理事長兼学長（現任）

### 重要な兼職の状況

京都市立芸術大学理事長兼学長

### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学理事長兼学長として人材育成、ガバナンス等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

- (注) 1. 山田氏は、京都大学大学院法学研究科の教授であります。当社は教育および研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2017年度49百万円（同大学における寄付収入総額 4,848百万円）、2018年度45百万円（同 5,163百万円）、2019年度39百万円（同 5,352百万円）、2020年度39百万円（同 5,766百万円）、昨年度2021年度39百万円であり、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また同氏の所属する学部と寄付先の学部が異なることおよび同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。
2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1)中根猛氏、山田文氏および赤松玉女氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- (2)中根猛氏および山田文氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3)責任限定契約
- 当社は、中根猛氏および山田文氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、赤松玉女氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。当該契約の内容の概要は事業報告47頁に記載のとおりであります。

## 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役渡邊純子氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



わた なべ じゅん こ  
**渡 邊 純 子**

(1965年10月17日生)

所有する当社株式の数 0株

再 任

社 外 独立役員

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1994年4月 北海道大学経済学部助手  
1997年4月 東京大学大学院経済学研究科経済学部助手  
1998年4月 静岡大学人文学部助教授  
2002年10月 電気通信大学電気通信学部助教授  
2004年4月 京都大学大学院経済学研究科助教授  
2005年3月 パリ第7大学客員研究員  
2011年7月 京都大学、博士（経済学）取得  
2011年10月 ハーバード大学ライシャワー研究所客員研究員  
2012年4月 京都大学大学院経済学研究科教授（現任）  
2012年8月 東京大学大学院経済学研究科客員准教授  
2016年6月 当社社外監査役  
2020年4月 モロゾフ(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として経済学における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査をします。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

### 重要な兼職の状況

京都大学大学院経済学研究科教授  
モロゾフ(株)社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 渡邊純子氏は、京都大学大学院経済学研究科の教授であります。当社は教育および研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2017年度49百万円（同大学における寄付収入総額 4,848百万円）、2018年度45百万円（同 5,163百万円）、2019年度39百万円（同 5,352百万円）、2020年度39百万円（同 5,766百万円）、昨年度2021年度39百万円であり、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また同氏の所属する学部と寄付先の学部が異なることおよび同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 渡邊純子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 責任限定契約  
当社は、渡邊純子氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社取締役に選任され就任することとなった場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要は事業報告47頁に記載のとおりであります。

以上

## 【ご参考】選任後の取締役会構成およびスキルマトリクス

第2号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」、第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

氏名	取締役を求める専門性と経験 ※最大3つ							
	事業戦略	技術・研究開発	国際性・グローバル経験	人材開発	環境・社会	法務・コンプライアンス	財務・会計	ガバナンス・リスク管理
永守 重信	○	○						○
小部 博志	○	○						○
関 潤	○	○	○					
村上 和也			○			○	○	
落合 裕之			○		○			○
佐藤 慎一	○						○	○
小松 弥生		○		○	○			
酒井 貴子				○		○	○	
中根 猛			○		○			○
山田 文			○	○		○		
赤松 玉女				○	○			○

# I 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及び成果

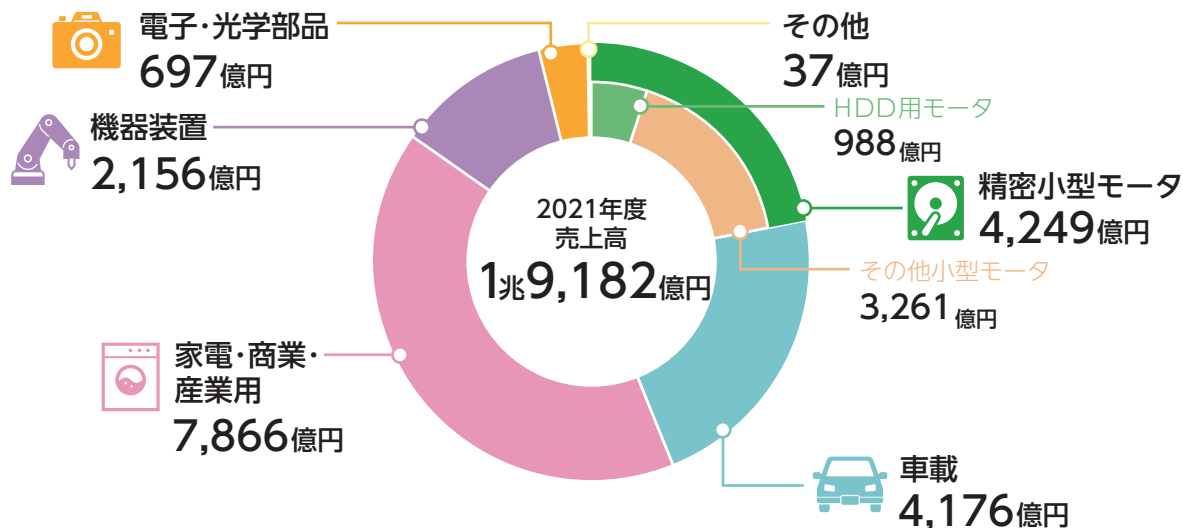
### (1) 全般的な状況

IMFは2022暦年の世界経済成長率を2022年4月時点で+3.6%と予想しています。4月のIMF経済見通し改定後も当社を取り巻く環境は、地政学リスクの増大を背景とする原材料価格高騰やサプライチェーン混乱の加速に加え、新型コロナウイルスによる中国でのロックダウン対象都市拡大等のリスク要因顕在化が加速致しました。原材料価格については、当社主力製品であるモータの原材料価格の高騰幅も大きい状況となっております。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比18.5%増収の1兆9,181億74百万円となり、過去最高を更新致しました。営業利益は前期比7.2%増益の1,714億87百万円となりました。税引前当期利益は前期比11.9%増益の1,711億45百万円、継続事業からの当期利益は前期比11.6%増益の1,370億94百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比12.2%増益の1,368億70百万円となりました。

### (2) 製品グループ別販売の状況







## 精密小型モータ

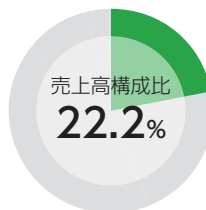
HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等

売上高

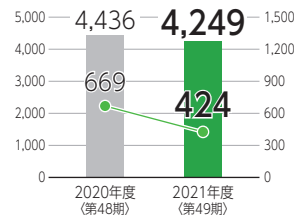
4,249億 07百万円  
4.2% 減

営業利益

424億 38百万円  
36.6% 減



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



売上高は前期比4.2%減収の4,249億7百万円、為替の影響は前期比約285億円の増収要因となりました。HDD用モータの売上高は、販売数量の減少を主因として、前期比31.4%減収の987億83百万円となりました。一方、その他小型モータにおいては、IT用ファンモータ、高効率の家電用モータ、ゲーム機等のサーマルソリューション商材等の新製品を数多市場投入することで新規需要を次々に取り込んだことにより、売上高は前期比8.9%増収の3,261億24百万円となりました。

営業利益は、部品内製化等の徹底的な原価改善を行ったものの、減収を主因として、前期比36.6%減益の424億38百万円となりました。為替の影響は前期比約88億円の増益要因となりました。



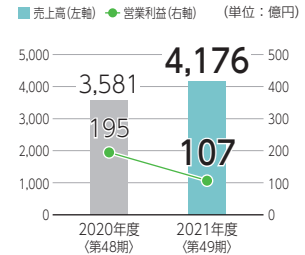
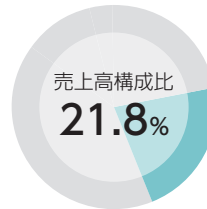


## 車載

### 車載用モータ及び自動車部品

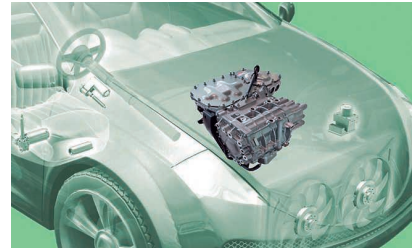
売上高 4,176億43百万円  
16.6% 増

営業利益 106億75百万円  
45.3% 減



売上高は、前期と比較すればやや回復基調にあり、前期比16.6%増収の4,176億43百万円となりました。為替の影響は前期比約193億円の増収要因となりました。

営業利益は、顧客における半導体等電子部品の影響に加え、欧州等で当期に構造改革費用約25億円を計上したこと及び引き合い、受注が急拡大しているトラクションモータシステム (E-Axle) 等の開発費等を継続して計上している一方、**WPR4**プロジェクトによるあらゆる原価改善に総力を挙げて取り組んだ結果、前期比45.3%減益の106億75百万円となりました。為替の影響は前期比約3億円の増益要因となりました。



**WPR** は登録商標です。



## 家電・商業・産業用

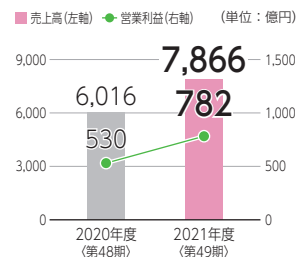
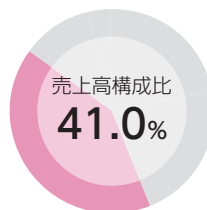
家電・商業・産業用モータ及び関連製品

売上高

7,865億88百万円  
30.7% 増

営業利益

781億67百万円  
47.4% 増



売上高は、主に家電向けコンプレッサや空調機器向けモータ、欧米での搬送用ロボット向けモータ及びギアの増収により、前期比30.7%増収の7,865億88百万円となりました。為替の影響は前期比約440億円の増収要因となりました。

営業利益は、あらゆる事業分野で省エネ高効率高付加価値新製品の需要を取り込んだ増収効果があり、また世界的な原材料高騰に対して継続的な原価改善、固定費適正化及び売価反映を実行した結果、前期比47.4%の大幅増益となる781億67百万円となりました。為替の影響は前期比約42億円の増益要因となりました。





## 機器装置

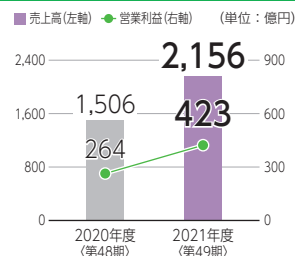
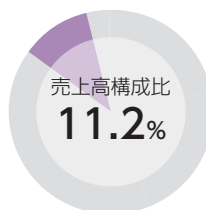
産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等

売上高

2,155億 88百万円  
43.2% 増

営業利益

423億 45百万円  
60.6% 増



売上高は、5 G向け需要が好調な半導体検査装置や中国市場での顧客ニーズに応えた新製品の連続投入によるプレス機・減速機の大幅な増収に加え、工作機械事業への参入により、前期比43.2%増収の2,155億88百万円となりました。為替の影響は前期比約75億円の増収要因となりました。

営業利益は増収を主因に、前期比60.6%の大幅増益となる423億45百万円となりました。為替の影響は前期比約8億円の減益要因となりました。



## 電子・光学部品

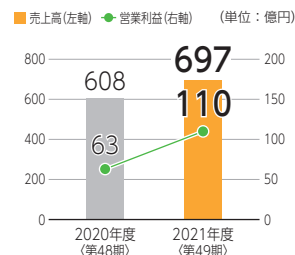
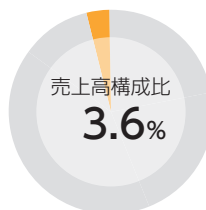
スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等

売上高

696億 99百万円  
14.6% 増

営業利益

110億 29百万円  
74.6% 増



売上高は前期比14.6%増収の696億99百万円、為替の影響は前期比約42億円の増収要因となりました。

営業利益は増収及び新製品の連続投入効果により、前期比74.6%増益の110億29百万円となりました。為替の影響は前期比約6億円の増益要因となりました。



## その他

オルゴール、サービス等

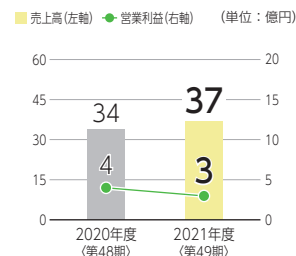
売上高

37億49百万円  
10.9% 増 

営業利益

3億34百万円  
14.6% 減 

売上高構成比  
0.2%



売上高は前期比10.9%増収の37億49百万円、営業利益は前期比14.6%減益の3億34百万円となりました。



## 2. 資金調達及び設備投資の状況

### (1) 資金調達

当連結会計年度中においては、資金需要に対応するため、金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施致しました。また、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しております。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は5,545億56百万円となっております。

### (2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は985億80百万円となりました。主なものは、向日市新拠点の建設等、国内の研究開発強化及び海外子会社の生産能力増強のための投資であります。

### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

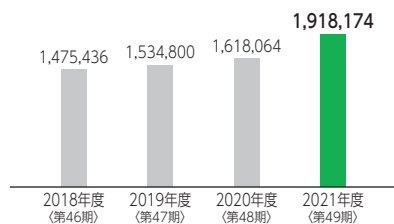
##### 【国際会計基準(IFRS)】

		2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉
売上高	(百万円)	1,475,436	1,534,800	1,618,064	1,918,174
営業利益	(百万円)	129,222	108,558	159,970	171,487
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	109,960	58,459	121,945	136,870
基本的1株当たり 当期利益	(円)	186.49	99.37	208.19	234.30
資産合計	(百万円)	1,884,008	2,122,493	2,256,024	2,679,594
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	996,795	947,290	1,096,020	1,293,352
1株当たり親会社 所有者帰属持分	(円)	1,693.54	1,617.21	1,871.20	2,228.91

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。
4. 基本的1株当たり当期利益の算定及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
5. 第49期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第48期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

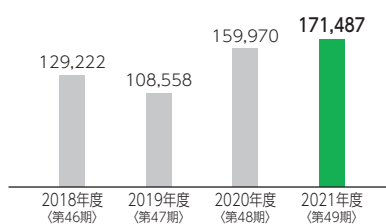
## 売上高

(百万円)



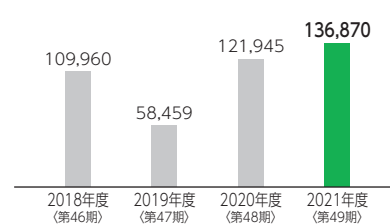
## 営業利益

(百万円)



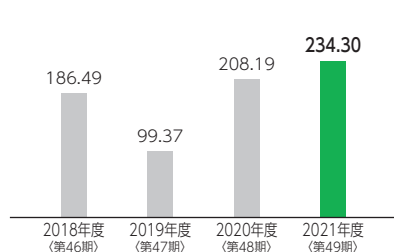
## 親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



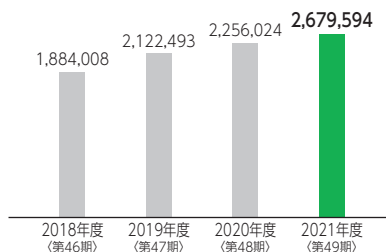
## 基本的1株当たり当期利益

(円)



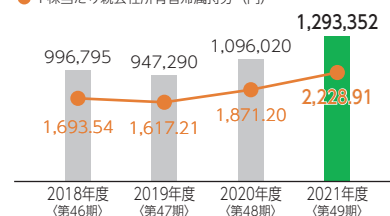
## 資産合計

(百万円)



## 親会社の所有者に帰属する持分 / 1株当たり親会社所有者帰属持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)  
● 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)



## (2) 当社の財産及び損益の状況

		2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉
売上高	(百万円)	222,217	190,206	200,138	198,127
経常利益	(百万円)	49,213	31,845	45,646	47,695
当期純利益	(百万円)	48,417	31,027	41,572	45,079
1株当たり当期純利益	(円)	82.12	52.74	70.98	77.17
総資産	(百万円)	983,178	1,183,299	1,307,494	1,403,315
純資産	(百万円)	309,867	288,888	298,063	250,330
1株当たり純資産	(円)	526.46	493.19	508.87	431.41

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

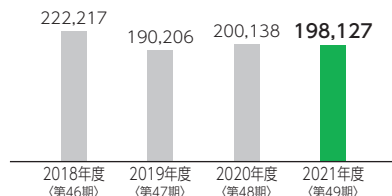
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

4. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

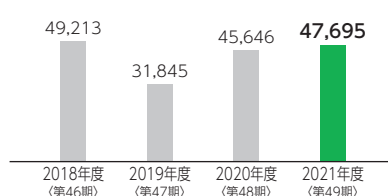
### 売上高

(百万円)



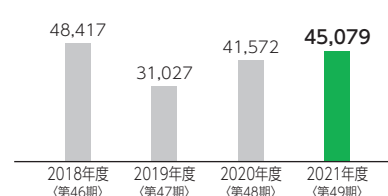
### 経常利益

(百万円)



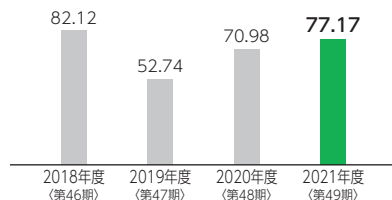
### 当期純利益

(百万円)



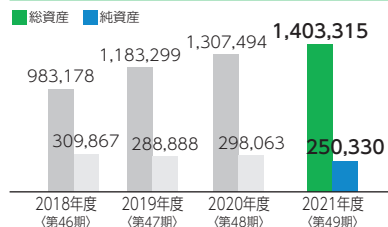
### 1株当たり当期純利益

(円)



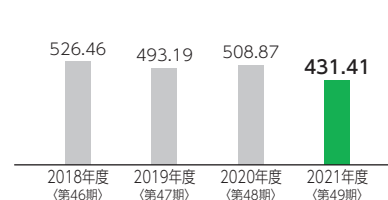
### 総資産・純資産

(百万円)



### 1株当たり純資産

(円)





## 4. 対処すべき課題

### (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は2020年度より監査等委員会設置会社へ移行しております。今後、より迅速な意思決定を実現すると共に監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図ります。

### (2) グローバル経営管理インフラの構築・強化

グローバル企業として、グローバルスタンダードに準拠したグループ全体の経営管理体制・会計基準・財務内容・経営情報開示体制等の充実を更に推進してまいります。

グローバルな自律成長と海外M&AのPMI（買収後の統合）加速のために成長戦略の基盤強化が必要であり「グローバル5極マトリックス経営管理体制」の構築推進を行っております。具体的には、経営品質の向上（ガバナンス、コンプライアンス、内部統制）、経営効率の向上（高品質、低コストの域内シェアドサービス）、PMIの積極サポートを担う地域統括会社を設置すると共に、その機能拡充を進めています。

グループ入りした企業について、各社の自主独立経営を尊重する「連邦連結経営」を基本としてまいりましたが、グローバル化に対応して「グループマトリックス一体化経営」を加速的に推進しています。

グループ全体の内部統制を担う経営管理監査部では、グローバル経営体制の強化に呼応して不正予防の領域に対する監査を強化すべくグローバル監査体制を構築し、これまでの財務諸表監査、米国SOX法対応で蓄積したノウハウや実績を基盤に、内部統制の一層の強化を進めております。開示体制も情報開示に関する委員会と各専門部署の連携により充実を図ってまいります。

更に、法務コンプライアンス部、リスク管理室、IR・CSR推進部、環境統括部は、専門部署として各部署と連携をしながら活動を展開しております。社会の公器としての事業活動を律していくことにより、雇用維持の社会貢献に加えて、当社経営理念に基づいた新たな社会貢献活動を目指します。

## 5. 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

HDD用モータ並びにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器等に使用される精密小型モータの製造販売、車載用モータ及び自動車部品、家電・商業・産業用モータ及び関連製品、機器装置及び電子・光学部品の製造販売並びに各事業に関連するその他のサービスを行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業内容	種類
精密小型モータ	HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等
車載	車載用モータ及び自動車部品
家電・商業・産業用	家電・商業・産業用モータ及び関連製品
機器装置	産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等
電子・光学部品	スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等
その他	オルゴール、サービス等

## 6. 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

### (1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、滋賀、長野、川崎
その他拠点	日本電産(香港)有限公司、日電産(上海)国際貿易有限公司、日本電産モータ株式会社(米国)、日本電産サンキョー株式会社(長野)、日本電産テクノモータ株式会社(京都)、日本電産モビリティ株式会社(愛知)、日本電産シンボ株式会社(京都)

### (2) 企業集団の使用人の状況

#### ① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	114,371名	1,820名増

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者27,977名が在籍しております。

#### ② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	2,511名	57名減	39.2歳	10.8年

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者108名が在籍しております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本電産(香港)有限公司	2,352千HKD	100.0%	精密小型モータの販売
日電産(上海)国際貿易有限公司	1,655千CNY	100.0%	精密小型モータ、車載用製品の販売
日本電産モータ(株)	1,355,662千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産サンキョー(株)	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売
日本電産テクノモータ(株)	2,500百万円	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産モビリティ(株)	14,561百万円	100.0%	車載用製品の製造販売
日本電産シンポ(株)	3,796百万円	100.0%	機器装置の製造販売

- (注) 1. 資本金及び出資金は単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 議決権比率欄の( )内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものであります。

### (2) 重要な企業結合の経過

該当事項はありません。

## 8. 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

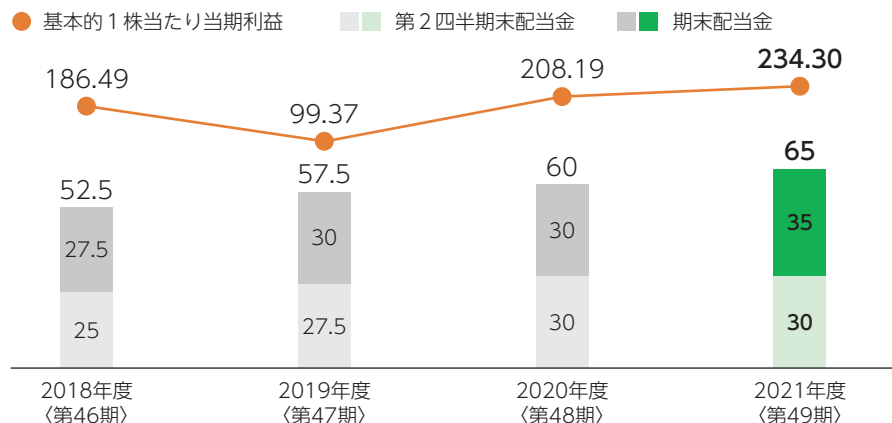
借入先	借入額 (百万円)
株式会社京都銀行	46,100
株式会社三菱UFJ銀行	24,000
株式会社三井住友銀行	20,800

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「会社は株主のもの」との視点から、株主の負託に応えるべく、100年を超えて成長し続けるグローバル企業として、世界一高性能なモータで地球に貢献することで常に時代の変化を見据えた企業の将来像を示してまいります。それは成長への飽くなき挑戦を続ける当社の基本姿勢であります。株主への利益配分に関しましても、連結純利益の30%を見据えて、安定配当を維持しながら連結純利益額の状況に応じて配当額の向上に取り組んでまいります。

また内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し、収益向上に取り組んでまいります。

### 基本的1株当たり当期利益 (EPS) と1株当たり配当金の推移 (円/株)



(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり配当金及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,920,000,000株

2. 発行済株式の総数 596,284,468株

3. 株主数 123,718名

### 4. 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	79,058	13.61
永守重信	49,473	8.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	26,354	4.53
株式会社京都銀行	24,798	4.27
エスエヌ興産合同会社	20,245	3.48
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	16,554	2.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	14,956	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	14,851	2.55
日本生命保険相互会社	13,159	2.26
明治安田生命保険相互会社	12,804	2.20

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式15,547,506株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めておりません。

## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永守重信	日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、日本電産コパル(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長
代表取締役社長 執行役員	関 潤	最高経営責任者、家電産業事業本部長、日本電産トソーク(株)取締役会長、日本電産エレシス(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長
取締役(監査等委員)	村上和也	日本電産テクノモータ(株)監査役、日本電産シンポ(株)監査役、日本電産リード(株)監査役、日本電産グローバルサービス(株)監査役、日本電産マシナリー(株)監査役、日本電産マシンツール(株)監査役
取締役(監査等委員)	落合裕之	日本電産サンキョー(株)監査役、日本電産トソーク(株)監査役、日本電産モビリティ(株)監査役、日本電産コパル電子(株)監査役、日本電産コパル(株)監査役、日本電産サーボ(株)監査役、日本電産エレシス(株)監査役
取締役	佐藤禎一	(株)NHKプロモーション取締役
取締役	清水治	早稲田大学政治経済学術院教授
取締役(監査等委員)	中根猛	外務省参与
取締役(監査等委員)	山田文	京都大学大学院法学研究科教授
取締役(監査等委員)	酒井貴子	大阪府立大学大学院経済学研究科教授

- (注) 1. 取締役 佐藤禎一氏、清水治氏、中根猛氏、山田文氏及び酒井貴子氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 村上和也氏及び落合裕之氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集力の強化及び重要な会議への出席によって監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員) 村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員) 酒井貴子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏、取締役(監査等委員) 中根猛氏及び酒井貴子氏に関しては、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 取締役(監査等委員) 山田文氏は、京都大学大学院法学研究科の教授であります。当社は教育及び研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2017年度49百万円(同大学における寄付収入総額 4,848百万円)、2018年度45百万円(同 5,163百万円)、2019年度39百万円(同 5,352百万円)、2020年度39百万円(同 5,766百万円)、昨年度2021年度39百万円であり、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また同氏の所属する学部と寄付先の学部が異なること及び同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。

7. 当事業年度末日後に生じた担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
永 守 重 信	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、日本電産コパル(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年4月1日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、家電産業事業本部長、日本電産トーンク(株)取締役会長、日本電産エレス(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年4月1日
酒 井 貴 子	取締役（監査等委員） 大阪公立大学大学院法学研究科教授	取締役（監査等委員） 大阪府立大学大学院経済学研究科教授	2022年4月1日
永 守 重 信	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年4月21日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年4月21日
永 守 重 信	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年5月1日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、車載事業本部長、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年5月1日



## 2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しています。その詳細は以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長を目的とし、以下の方針に基づき決定するものとします。

- ・企業価値向上へのモチベーションを高めるものであること
- ・優秀な経営人材確保に資するものであること
- ・当社の企業規模と事業領域において適正な水準であること

#### イ. 報酬構成の概要

<社外取締役（監査等委員である取締役を除く）>

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、その独立性を確保するため固定報酬のみとし、月例で支給します。

<取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）>

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、①職位に応じた固定報酬、②前年度の業績達成度等の評価に基づく変動報酬（賞与）、③3事業年度の業績達成度等に基づく業績連動型株式報酬とします。

②変動報酬（賞与）は、毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及び役員の業績等を考慮した上で決定し、変動報酬の中間値（固定報酬の50%）に対して0（不支給）から2倍までの範囲で変動します。

③業績連動型株式報酬は、対象期間を連続する3事業年度とし、職位及び毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度に応じて0%から200%の範囲で変動するポイントを付与し、対象期間経過後に、付与されたポイントの累積値に基づいて算出される数の当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います（1ポイント＝1株）。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の①固定報酬、②変動報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬の割合は、概ね「3」：「1.5」：「1」とします。

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬割合
			取締役
固定報酬	・職位別に決定	毎月現金	3
変動報酬（賞与）	・前年度の連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・役員 <sup>1</sup> の業績等を考慮 ・変動報酬の中間値に対して0から2倍までの範囲で変動	毎月現金	1.5
業績連動型株式報酬	・職位別の基準額×連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・0%から200%の範囲で変動するポイントを付与 ・3事業年度終了後に、累積ポイントに相当する当社株式の交付及び換価処分金相当の金銭を給付	3事業年度経過後 (株式・金銭)	1

#### ウ. 報酬の決定プロセス

役員（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬及び変動報酬の額については、本方針に定める基準に従って、任意の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。また、業績連動型株式報酬の内容についても、同様に報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。

#### エ. 報酬の没収等（クローバック・マルス）

固定報酬及び変動報酬については、会社に重大な損害を与えた場合は、対象者の同意を得て減額することがあります。

また、業績連動型株式報酬については、受益権確定日以降、株式交付対象者が職務や社内規程への重大な違反等の非違行為があった場合、会社は、その者に対して賠償を求めることができます。

## (2) 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に従った決定方法をとっていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、業績連動型の株式報酬制度を導入しており、当該報酬に関する株主総会の決議については(5)業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項に記載しております。

## (4) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			摘要
		固定報酬	変動報酬	業績連動型株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	9人	143百万円	59百万円	27百万円	うち社外取締役 2名 14百万円
取締役（監査等委員）	5人	55百万円	—	—	うち社外取締役 3名 21百万円
計	14人	198百万円	59百万円	27百万円	

(注) 1. 上記業績連動報酬には、第48期中に退任した取締役5名の精算分を含んでおります。

2. 2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。

上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、社外取締役は制度の対象外となっております。

## (5) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は2021年6月22日開催の第48期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者（以下、取締役及び執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位及び業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入についてご承認を頂いております。第48期定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役等の数は、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び同等の地位の者は31名）です。

### ア.本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記イ.以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記イ.のとおり）	・3事業年度を対象として27.3億円
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記ウ.のとおり）及び当社株式の取得方法（下記イ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は84,000株であり、3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は252,000株(※1)</li> <li>(※1) ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。</li> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数84,000株の当社発行済株式総数（2022年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.01%</li> <li>・当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得する。</li> </ul>
④業績達成条件の内容（下記ウ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動</li> <li>・当該対象期間で使用する指標は連結売上高及び連結営業利益</li> </ul>
⑤当社株式等の交付等の時期（下記エ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、対象期間終了後の所定の時期</li> <li>但し、2021年6月22日の本制度改定前に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時</li> </ul>

### イ. 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記ウ.のとおり）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

### ウ. 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

#### （ポイントの算定式）

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額 ÷ 本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績連動ポイント数の算定式	基準ポイント × 業績連動係数(※2)(※3)

(※2)業績連動係数は、年度計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%とします。

(※3)信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

<業績ポイントの業績連動に使用する指標、数値及び評価ウェイト>

使用指標	使用数値	評価ウェイト	目標		
			2021年度	2022年度	2023年度
連結売上高	各事業年度の4月または5月に公表する決算短信における当該事業年度の見通しの数値 (百万円単位の数値を利用)	50%	1兆7,600億円	-	-
連結営業利益	同上	50%	2,000億円	-	-

業績連動報酬の業績指標として、連結売上高・連結営業利益を採用した理由は、当社の中期経営計画で目標として採用している指標であり、当該指標の業績目標達成が、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているためです。

<業績ポイントの業績連動に使用する業績連動係数>

目標達成率	業績連動係数
120%以上	200%
115%以上120%未満	175%
110%以上115%未満	150%
105%以上110%未満	125%
100%以上105%未満	100%
100%未満	0%

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は3.財産及び損益の状況に記載のとおりです。

本信託の信託期間中に取締役等に交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり84,000株を上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は252,000株を上限とします。上限交付株式数は、上記イ.の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

## 工. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記ウ.に基づき算出され、付与された業績連動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という。）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任及び解任の場合等を除く。）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。（※4）

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

（※4）改定前の本制度において取締役等に付与されていたポイントについては、原則として取締役等の退任時に当社株式等の交付を行う予定であります。

## オ. 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

## カ. 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

## キ. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（参考1）

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2021年4月22日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL：<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2021/news0422-04/>）

### 3. 社外役員の名な活動状況等

#### (1) 社外取締役の当年度における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数）			活動の状況
	取締役会	監査等委員会	報酬委員会	
佐藤 禎一	22回	—	2回	人材育成をはじめとする幅広い分野における経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
清水 治	21回	—	2回	財政金融をはじめとした豊富な経験を活かし、また弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
中根 猛	22回	15回	—	外交政策に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
山田 文	19回	15回	—	大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
酒井 貴子	21回	15回	2回	大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査等委員会の開催回数は15回、報酬委員会の開催回数は2回であります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏、社外取締役（監査等委員）中根猛氏、山田文氏及び酒井貴子氏との間では損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任及び保険期間中当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人。

### ② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

# V 会計監査人に関する事項

## 1. 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

## 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	237百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	577百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、日本電産モータ(株)他2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意を致しました。

## 3. 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下の体制を確保しております。

- ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「Nidecグループコンプライアンス規程」を定めております。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「日本電産グループコンプライアンス行動規範」を作成し、当社グループの全ての役員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、「Nidecコンプライアンス・ハンドブック」を作成・活用するなどして、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励すると共に、通報者の保護を図っております。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置した法務コンプライアンス部と日本電産グループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しております。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、法務コンプライアンス部または内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。
- ⑧ 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- ⑨ 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査等委員は常時閲覧可能であります。

## (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社リスク主管部署の部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。
- ③ 当社は、当社グループ全体の情報セキュリティリスクの管理のため、情報セキュリティに関する基本的な考え方や並びに管理体制及び運営方法を定め、企業活動を行う上で重要な経営資産である当社グループの情報資産を適切に保護すると共に、その適正な使用を行うことを目的として「情報セキュリティ基本規程」を定めております。
- ④ 当社は、取締役会の下に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する基本方針を策定し、情報セキュリティ諸施策の遂行状況を監督、指導を行います。
- ⑤ 当社に設置する情報セキュリティ管理室は諸施策実施の支援並びに情報セキュリティに関する事故または問題発生時における対応を行う一方、経営管理監査部は情報セキュリティ監査の実施、指導及び支援を行います。

## (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- ④ 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、Management Committee、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

## (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ① 当社の取締役及び執行役員は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図ると共に、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の要請に従い経営管理監査部は監査等委員会が求めた事項の監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
- ② 当該監査においては監査等委員の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員は一切不当な制約をしません。

## (7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社監査役またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制及び通報者保護の体制

- ① 当社取締役及び執行役員または使用人は、当社監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と監査等委員会との協議により決定する方法によっております。
- ② 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- ③ 当社法務コンプライアンス部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告しております。
- ④ 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

## (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査費用の予算等監査等委員がその職務を執行する上で必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

## (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査等委員は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査等委員は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

---

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施致しました。

### (1) コンプライアンス体制

当社法務コンプライアンス部は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社及び当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。また、当社グループ各社のコンプライアンス責任者、推進者を集めた「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、各社の取り組み状況について共有するなどして、コンプライアンスレベルの向上を推進しました。当社代表取締役会長は、トップメッセージとして、当社グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってまいりました。更に、当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてまいりました。

### (2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社を取り巻くリスクを46に分類、各々リスクについて主管部署を特定し、リスクの指標化による見える化・リスクが顕在化する前の予兆管理を行い、経営層、関係者に報告することで損害を回避・最小限に抑える活動を進めてまいりました。また、これらリスク主管部署に加え、当社グループ各社からリスク調査評価表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況を収集し活動内容を確認致しました。また、リスク管理室が主管部署となる「偶発的リスク（自然災害、労働災害、感染症の蔓延など）」について、事故分析・低減対策を立案し、社内関係者と共に対応を行っております。更に有事の際は、危機管理対策本部事務局として情報収集を行い、緊急対応、事業継続活動方針策定、社員へ周知する役割を担っております。直近では、2020年1月より新型コロナ対応のため危機管理対策本部を設置し、現在も活動を継続しております。このように、当社グループの重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてまいりました。

### (3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、Management Committeeに付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてまいりました。

### (4) 監査等委員会の監査体制

当社監査等委員は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施致しました。また、監査等委員会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をすると共に、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告致しました。

また、監査等委員会に当社会計監査人を当事業年度において計7回招くなど、密接に情報交換を行いました。

### (5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、当社及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってまいりました。また、当社監査等委員に対しても、適時報告会を実施し、当社グループ各社における内部監査の結果を報告致しました。

■ 連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

[ 資産の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,292,664</b>
現金及び現金同等物	199,655
営業債権及びその他の債権	572,123
その他の金融資産	4,828
未収法人所得税	8,290
棚卸資産	457,372
その他の流動資産	50,396
<b>非流動資産</b>	<b>1,386,930</b>
有形固定資産	765,986
のれん	339,904
無形資産	214,498
持分法で会計処理される投資	1,241
その他の投資	20,839
その他の金融資産	6,613
繰延税金資産	21,062
その他の非流動資産	16,787
<b>資産合計</b>	<b>2,679,594</b>

[ 負債及び資本の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>938,790</b>
短期借入金	130,635
1年以内返済予定長期債務	143,201
営業債務及びその他の債務	526,108
その他の金融負債	2,155
未払法人所得税	20,083
引当金	36,691
その他の流動負債	79,917
<b>非流動負債</b>	<b>422,995</b>
長期債務	321,874
その他の金融負債	264
退職給付に係る負債	36,566
引当金	1,121
繰延税金負債	58,219
その他の非流動負債	4,951
<b>負債合計</b>	<b>1,361,785</b>
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>
資本剰余金	103,216
利益剰余金	1,119,705
その他の資本の構成要素	103,919
自己株式	△121,272
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,293,352
非支配持分	24,457
<b>資本合計</b>	<b>1,317,809</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>2,679,594</b>

## ■ 連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>継続事業</b>	
売上高	1,918,174
売上原価	△1,514,837
売上総利益	403,337
販売費及び一般管理費	△153,835
研究開発費	△78,015
<b>営業利益</b>	<b>171,487</b>
金融収益	4,287
金融費用	△5,653
デリバティブ関連損益	213
為替差損益	2,272
持分法による投資損益	△1,461
<b>税引前当期利益</b>	<b>171,145</b>
法人所得税費用	△34,051
継続事業からの当期利益	137,094
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△327
当期利益	136,767
当期利益の帰属	
親会社の所有者	136,870
非支配持分	△103
<b>当期利益</b>	<b>136,767</b>



## 計算書類

### 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

[ 資産の部 ]		(単位：百万円)
科目	金額	
<b>流動資産</b>	<b>306,357</b>	
現金及び預金	69,305	
受取手形	4	
電子記録債権	1,992	
売掛金	96,310	
有価証券	1,940	
製品	6,348	
仕掛品	202	
原材料及び貯蔵品	666	
前払費用	2,045	
関係会社短期貸付金	73,544	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	33,159	
未収入金	17,377	
未収還付法人税等	1,119	
その他	2,541	
貸倒引当金	△195	
<b>固定資産</b>	<b>1,096,958</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>55,260</b>	
建物	23,786	
構築物	464	
機械及び装置	1,175	
工具、器具及び備品	2,906	
土地	16,412	
建設仮勘定	10,487	
その他	30	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,227</b>	
特許権	15	
ソフトウェア	3,019	
ソフトウェア仮勘定	620	
のれん	528	
その他	45	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,037,471</b>	
投資有価証券	13,361	
関係会社株式	820,552	
関係会社出資金	94,281	
関係会社長期貸付金	106,636	
破産更生債権等	445	
長期前払費用	397	
前払年金費用	712	
その他	1,532	
貸倒引当金	△445	
<b>資産合計</b>	<b>1,403,315</b>	

[ 負債及び純資産の部 ]		(単位：百万円)
科目	金額	
<b>流動負債</b>	<b>863,501</b>	
買掛金	37,951	
電子記録債務	7,085	
短期借入金	578,653	
1年内償還予定の社債	135,000	
未払金	43,218	
未払費用	1,067	
預り金	58,512	
前受収益	47	
賞与引当金	1,902	
その他	66	
<b>固定負債</b>	<b>289,484</b>	
社債	268,350	
長期借入金	20,000	
繰延税金負債	598	
その他	536	
<b>負債合計</b>	<b>1,152,985</b>	
<b>株主資本</b>	<b>246,124</b>	
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>	
<b>資本剰余金</b>	<b>150,028</b>	
資本準備金	92,005	
その他資本剰余金	58,023	
<b>利益剰余金</b>	<b>131,682</b>	
利益準備金	721	
その他利益剰余金	130,961	
別途積立金	57,650	
繰越利益剰余金	73,311	
<b>自己株式</b>	<b>△123,370</b>	
評価・換算差額等	4,206	
その他有価証券評価差額金	4,537	
土地再評価差額金	△331	
<b>純資産合計</b>	<b>250,330</b>	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,403,315</b>	

## ■ 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		198,127
売上原価		137,820
売上総利益		60,307
販売費及び一般管理費		51,663
営業利益		8,644
営業外収益		
受取利息	1,816	
受取配当金	30,465	
為替差益	7,713	
その他	3,034	43,028
営業外費用		
支払利息	2,611	
社債利息	572	
その他	794	3,977
経常利益		47,695
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
固定資産処分損	22	
減損損失	0	22
税引前当期純利益		47,678
法人税、住民税及び事業税	2,346	
法人税等調整額	253	2,599
当期純利益		45,079

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電産株式会社  
取締役会 御中

## PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 中村 源  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩井 達郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本電産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電産株式会社  
取締役会 御中

## PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 中村 源  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岩井 達郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

日本電産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村上和也 ㊞
常勤監査等委員	落合裕之 ㊞
監査等委員	中根猛 ㊞
監査等委員	山田文 ㊞
監査等委員	酒井貴子 ㊞

(注) 監査等委員中根猛、山田文及び酒井貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

## 開催場所

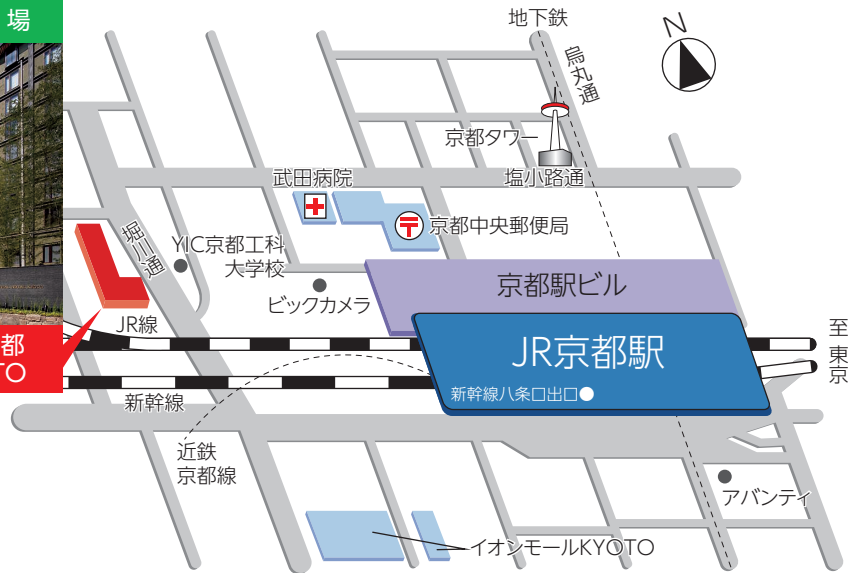


京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

## 交通のご案内



◆京都駅から西へ徒歩約7分



「新型コロナウイルス感染防止への対応について」  
株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知4～5頁の記載内容を必ずご確認ください。

一昨年より、お土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染防止(3密回避)のため当社専用シャトルバス及びホテル無料送迎バスの運行はございませんので徒歩でのご来場をお願い致します。

